

事務連絡
令和5年12月21日

各 都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具専門相談員指定講習の実施に係るオンラインの活用について

平素より厚生労働行政の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

デジタル庁に設置するデジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、行政改革、規制改革の全てに通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則(以下「デジタル原則」という。)」が共通の指針として策定され、往訪閲覧等のアナログ行為を求める場合があると解される法律等について、デジタル原則への適合性の点検が行われました。

こうした点検や、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）、近年のデジタル技術の発展等を踏まえ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容（以下、「福祉用具専門相談員指定講習」という。）について、下記のとおりであるので、その旨周知いたします。

記

福祉用具専門相談員指定講習に関し、講習の受講はもとより、受講の申込みや修了証の発行等の講習に係る手続きについても、ICT等を活用してオンラインで実施することは差し支えない。

各都道府県におかれては、別添「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日付け厚生労働省老健局振興課長通知、平成26年12月12日最終改正）の別紙1に記載されている福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針を踏まえ、講習の実施機関と十分な連携を図りつつ、今後の福祉用具専門相談員指定講習の実施において、受講の申込みや修了証の発行等を含めたオンラインの講習環境の整備に取り組み、受講者の負担軽減や資質向上等に向けた取組を一層進めていただくようお願いする。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係

電話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp